

# 高松市スポーツ少年団 指導者協議会規程

## (総則)

第1条 この規程は、高松市スポーツ少年団設置規程第20条に規程された指導者協議会（以下「指導協」という。）に関することを定める。

## (目的)

第2条 指導協は、高松市スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質、指導力の向上ならびに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

## (協議事項)

第3条 指導協は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、高松市スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修および資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導者の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

## (会議)

第4条 指導協は、単位スポーツ少年団の指導者の代表1名および認定育成員をもって構成する。

- 2 指導協は、本部長が招集し、毎年1回会議および研修会を開催する。

## (運営委員会)

第5条 指導協に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、委員長が招集し、指導協の会議および研修会の開催についての企画、立案ならびに準備運営にあたる。

第6条 運営委員会は、次の運営委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

## (運営委員の選出)

第7条 運営委員は、第8条に定める専門委員会の長および本部長が推挙する認定育成員3名以内をもってこれにあたる。

- 2 委員長および副委員長は、運営委員の合議により決める。
- 3 委員長は、指導協および運営委員会の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

(専門委員会)

第8条 指導協に次の専門委員会をおく。

- (1) 第1委員会 (軟式野球)
- (2) 第2委員会 (剣道)
- (3) 第3委員会 (バレーボール)
- (4) 第4委員会 (サッカー)
- (5) 第5委員会 (ソフトボール)
- (6) 第6委員会 (バドミントン)
- (7) 第7委員会 (その他の種目)
- (8) 第8委員会 (空手道)

2 専門委員会は、必要に応じて開催し、委員長が、これを招集してその議長となる。

(専門委員会の構成)

第9条 専門委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

(専門委員会委員の選出)

第10条 専門委員会委員は、第4条に定める代表者が互選し選出する。

2 委員長、副委員長は、専門委員会委員の互選で決める。委員長は、専門委員会の議長となりまた高松市スポーツ少年団の常任委員を務める。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第11条 運営委員会の委員長、副委員長、委員および専門委員会の委員長、副委員長、ならびに委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 運営委員会の委員長、副委員長、委員および専門委員会の委員長、副委員長、ならびに委員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

3 運営委員会の委員長、副委員長、委員および専門委員会の委員長、副委員長ならびに委員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

(規程の変更)

第12条 この規程は、指導協の合意を得たのち、高松市スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は、昭和 60 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 62 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 27 日から施行する。